

墨田区SDG s 宣言事業実施要綱

令和4年2月10日

3 墨産産第975号

(目的)

第1条 この要綱は、墨田区SDG s 宣言事業（以下「宣言事業」という。）を実施し、本区におけるSDG s の達成に資する取組を発掘し、及び周知することで、区民、事業者・団体等によるSDG s の取組を一層促進させていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者・団体等 墨田区内に事業所若しくは事務所の所在地を有する法人、個人事業主又は団体をいう。
- (2) SDG s 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

(事業内容)

第3条 宣言事業では、事業者・団体等のSDG s の達成に向けた取組の宣言を受け付け、この要綱の規定による宣言に該当することを確認した上で、その旨を証するほか、当該取組内容を区のウェブサイト等で公表するものとする。

(事業の対象者)

第4条 宣言事業の対象者は、SDG s への取組を現に実施し、又は実施する意思のある事業者・団体等であって、次の各号に掲げるいずれにも該当しないものとする。

- (1) 関係法令等に違反する重大な事実があるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員と密接な関係を有するもの及び同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、宣言事業の趣旨に基づき、区長が適当でないと認

めるもの

(手続)

第5条 前条に規定する宣言事業の対象者であって、当該宣言に係る取組内容の公表を希望するもの（以下「希望者」という。）は、SDG s 宣言書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、希望者から提出されたSDG s 宣言書の内容がSDG s の推進に寄与すると認めるときは、希望者に対してSDG s 宣言証（第2号様式）を交付するものとする。

(有効期間)

第5条の2 SDG s 宣言書及びSDG s 宣言証の有効期間は、当該宣言日から2年間とする。ただし、有効期間の末日までに、SDG s 宣言証の交付を受けた者（以下「宣言者」という。）から、当該期間の更新に係る申出があったときは、1回に限り2年間延長できるものとする。

2 宣言者は、前項の規定による申出をするときは、SDG s 宣言更新申出書（第3号様式）を区長に提出するものとする。

(報告)

第6条 宣言者は、SDG s 宣言書の取組内容に変更が生じたときは、SDG s 宣言内容変更届（第4号様式）を区長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、宣言者に対して取組状況の報告を求めることができる。

(辞退)

第7条 宣言者は、SDG s 宣言を取り下げようとするときは、SDG s 宣言取下書（第5号様式）を区長に提出するものとする。

(SDG s 宣言証の返還)

第8条 区長は、宣言者が、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、SDG s 宣言証を返還させるとともに、区のウェブサイト等への掲載を取りやめることとする。

- (1) 第4条に規定する宣言事業の対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定により辞退したとき。
- (3) 前2号のほか、区長が必要があると認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、産業観光部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から適用する。

付 則（令和8年4月1日8墨産産第203号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 令和8年3月31日までに提出されたSDGs宣言書及び同日までに交付したSDGs宣言証は、令和9年4月1日にその効力を失うものとし、当該宣言に係る取組内容の区のウェブサイト等への掲載を終了するものとする。